昭 和四十四年法律第七十九号

小笠原諸島振興開発特別措置法

目次

総則(第一条—第四条)

小笠原諸島振興開発計画等

第 一節 基本方針 (第五条)

振興開発計画及びこれに基づく措置 (第六条―第十条)

第二節

第四節 第三節 振興開発のためのその他の特別措置 (第二十条—第四十六条) 産業振興促進計画及びこれに基づく措置(第十一条—第十九条)

第四章 雑則(第五十条・第五十一条) 小笠原諸島振興開発審議会(第四十七条—第四十九条)

第五章 罰則 (第五十二条・第五十三条)

章 総則

原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、小笠第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情に鑑み、小笠原諸島の振興 て小笠原諸島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに小笠原諸島への移住及特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつ び小笠原諸島における定住の促進を図ることを目的とする。 事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的

(基本理念)

第二条 小笠原諸島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなけ ならない。 れば

されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つていることに鑑み、その役割が十分に発揮 とすること。 ができると認められるものをいう。以下同じ。)の利用、食料の安定的な供給その他の我が国 (太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用すること 小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文 自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、再生可能エネルギー源 3

様化する需要に的確に対応することを旨とすること。 係る関係者の協働を推進し、その知見を集約することにより、施策の効果を一層高め、及び多一 小笠原諸島の振興開発に対する需要が多様化していることに鑑み、小笠原諸島の振興開発に

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのつとり、 な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 小笠原諸島の振興開発のために必要

第四条 この法律において「小笠原諸島」とは、孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、 火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。 西之島及び

者で、昭和四十三年六月二十五日に小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有していたものをい2 この法律において「旧島民」とは、昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた

第二章 小笠原諸島振興開発計画等

第一節 基本方針

原諸島振興開発基本方針 国土交通大臣は、第二条の基本理念にのつとり、小笠原諸島の振興開発を図るため、 (以下「基本方針」という。)を定めるものとする。 小笠

基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

小笠原諸島の振興開発の意義及び方向に関する事項

土地(公有水面を含む。以下同じ。)の利用に関する基本的な事項

(以下「人の往来等」という。) に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬

小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的な事項 地域の特性に即した農林水産業、商工業、情報通信業等の産業の振興開発に関する基本的な

雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

Ξ.

おいて同じ。) に関する基本的な事項 住宅及び生活環境の整備(廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。 次条第二項第六号に

保健衛生の向上に関する基本的な事項

七

高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

医療の確保等に関する基本的な事項

自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事

十三 教育及び文化の振興(子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項 次条第二項

三号において同じ。)に関する基本的な事項 観光の開発に関する基本的な事項

十十五四 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項

小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項

て「特定非営利活動法人」という。)その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(次条第二項第十八号及び第三十九条におい 基本的な事項

九 前各号に掲げるもののほか、 帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開

基本方針は、令和六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでな発に関する基本的な事項 ればならない。

4 ともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、小笠原諸島振興開発審議会の議を経ると

前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置

国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、

これを公表しなければならない。

5

6

(振興開発計画)

第六条 東京都は、基本方針に基づき、 を定めるよう努めるものとする。 小笠原諸島振興開発計画(以下「振興開発計画」と

振興開発計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

2

土地の利用に関する事項 小笠原諸島の振興開発の基本的方針に関する事項

笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する事 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来等に要する費用の低廉化その

雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項地域の特性に即した農林水産業、商工業、情報通信業等の産業の振興開発に関する事項

六 五 四

住宅及び生活環境の整備に関する事

項

保健衛生の向上に関する事

高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事

再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する事自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する事項 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

教育及び文化の振興に関する事項

観光の開発に関する事項

国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

小笠原諸島への移住の促進に関する事項

小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する事項

る連携及び協力の確保に関する事項 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間におけ

発に関し必要な事項 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開

でなければならない。 振興開発計画は、令和六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のもの

さ、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならな(東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、次項の規定による要請があつた場合を除 2

5 ることを要請することができる。この場合においては、振興開発計画の案を添えなければならな 小笠原村は、振興開発計画が定められていない場合には、東京都に対し、振興開発計画を定め

るものとする。 前項の規定による要請があつたときは、東京都は、 速やかに、振興開発計画を定めるよう努め

に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 東京都は、小笠原村から第四項又は第五項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定める 小笠原村は、第四項又は第五項の案を作成しようとするときは、 住民の意見を反映させるため

9 に当たつては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。 機関の長に協議しなければならない。 ればならない。この場合において、国土交通大臣は、当該同意をしようとするときは、 『ばならなハ。この場合におハて、国土交通大臣は、当該同意をしようとするときは、関係行政「東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なけり。』

のとする。 東京都は、 振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるも

と、第七項及び第八項中「第四項又は第五項」とあるのは「第四項」と読み替えるものとする。 おいて、第四項中「ときは、次項の規定による要請があつた場合を除き」とあるのは「ときは (特別の助成 第四項及び第七項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。この場合に

第七条 国は、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、当該経費 団体その他の者に対して、当該法令に定める国庫の負担割合又は補助割合を超えて、その全部又 に関する法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、関係地方公共 一部を負担し、又は補助することができる。 5

た率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定し 施設災害復旧費国庫負担法 二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担 小笠原諸島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 (昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定により国がその経 公立学校

6

費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担 同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

に関する主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、関係地方公共団体その他 者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。 国は、前条に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で国土交通大臣が当該事業

を他の経理と分別しなければならない 前二条に規定する事業に要する経費に関する経理については、当該地方公共団体は、

(地方債についての配慮)

特別の配慮をするものとする。 債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす

産業振興促進計画及びこれに基づく措置

(産業振興促進計画の認定)

第十一条 認定を申請することができる。 の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業 の振興を促進するための計画(以下「産業振興促進計画」という。)を作成し、 小笠原村は、振興開発計画に即して、国土交通省令で定めるところにより、 国土交通大臣 小笠原諸島

産業振興促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

小笠原諸島において振興すべき業種

前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事

3 三

るよう努めるものとする。 前項各号に掲げるもののほか、 産業振興促進計画を定める場合には、 次に掲げる事項を記載す

産業振興促進計画の目標

その他国土交通省令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

に関する事項 あつて、小笠原諸島の観光資源を活用して観光旅客の滞在を促進するものをいう。以下同じ。) とにより、小笠原諸島において観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図る事業で 扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。第十七条第五項において同じ。)を行うこ 業者代理業であつて、小笠原諸島内の旅行に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務の取 た者を除く。)が、小笠原諸島内限定旅行業者代理業(旅行業法第二条第二項に規定する旅行 ものを除く。)を営む者(旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条の登録を受け 二条第一項に規定する旅館業(同条第四項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定める 観光旅客滞在促進事業(小笠原諸島において旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)

的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業を いう。第十八条において同じ。)に関する事項 交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目 る法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十二条に規定する財産をいう。)を当該補助金等 補助金等交付財産活用事業(補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関す

の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。 小笠原村は、産業振興促進計画に第二項第二号に掲げる事項を記載しようとするときは、

成して、これを提示しなければならない。 る。この場合においては、振興開発計画に即して、 次に掲げる者は、小笠原村に対して、産業振興促進計画を作成することを提案することができ 当該提案に係る産業振興促進計画の素案を作

- 当該提案に係る産業振興促進計画に記載しようとする第二項第二号に規定する事業を実施し
- 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興促進計画に関し密接な関係を有する者
- いて、産業振興促進計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならな 成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合にお 小笠原村は、前項の規定による提案を受けたときは、当該提案に基づき産業振興促進計画を作
- うち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、 をするものとする。 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画の その認定
- 振興開発計画に適合するものであること。
- 与するものであると認められること。 産業振興促進計画の実施が小笠原諸島における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄
- 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 画については、当該観光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号」第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計 扱管理者を確実に選任すると認められること。 規定する旅行業務取扱管理者又は第十七条第四項前段に規定する小笠原諸島内限定旅行業務取 (第九号及び第十号を除く。) のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に
- 国土交通大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合におい 前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長(以下「関係行政機関
- 長」という。)の同意を得なければならない。
- (認定に関する処理期間) 国土交通大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
- 第十二条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内におい うことができるよう、速やかに、 て速やかに、同条第八項の認定に関する処分を行わなければならない。 うことができるよう、速やかに、同条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなけれ関係行政機関の長は、国土交通大臣が前項の処理期間中に前条第八項の認定に関する処分を行
- (認定産業振興促進計画の変更)
- 第十三条 小笠原村は、第十一条第八項の認定を受けた産業振興促進計画 進計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、 (以下「認定産業振興促
- 第十一条第五項から第十項まで及び前条の規定は、 国土交通大臣の認定を受けなければならない。 て準用する。 前項の認定産業振興促進計画の変更につい
- (報告の徴収)
- 第十四条 国土交通大臣は、 以下単に「認定」という。)を受けたときは、認定産業振興促進計画(認定産業振興促進計画の ができる。 変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めること 小笠原村が第十一条第八項の認定(前条第一項の変更の認定を含む 5
- とができる。 いる場合には、 関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一条第四項各号に掲げる事項が記載されて 小笠原村に対し、 同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めるこ
- (措置の要求
- 掲げる事項が記載されている場合において、同項各号に規定する事業の適正な実施のため必要が第十五条 国土交通大臣又は関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一条第四項各号に あると認めるときは、 ことができる 小笠原村に対し、 当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求める

- (認定の取消し)
- 第十六条 国土交通大臣は、認定産業振興促進計画が第十一条第八項各号のいずれかに適合しなく 興促進計画に同条第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、国土交通大臣は、 なつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定産業振 関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。 あらかじ
- 臣に意見を述べることができる。 前項の通知を受けた関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、 国土交通大

2

- 3 号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、国土交通・前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一条第四項各 大臣に意見を述べることができる。
- 第十一条第十項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

(旅行業法の特例)

- 第十七条 小笠原村が、第十一条第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事 定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第項の規定による届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの規 令で定める書類を添付して、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該観光 旅客滞在促進事業のうち、同法第三条の旅行業者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三 項の規定による届出を要する行為に関する事項を記載したものに限る。)について、国土交通省 を記載した産業振興促進計画(旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録又は同法第六条の四 項の規定は、適用しない。
- 2 式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。 「小笠原諸島内限定旅行業者代理業者」という。)は、営業所において、 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者」という。) は、営業所において、国土交通省令で定める様前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者(以下この条において
- 3
- 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者 旅行業法第十二条の九第一項の標識次の各号に掲げる者は、当該各号に定める標識を掲示してはならない。
- 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者以外の者 前項の標識
- 条の登録を受けたものとみなされた者を含む。) 以外の者 前項の標識に類似する標識 旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業者等(同法以外の法律の規定により同法第三
- 該当する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、 小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を同項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、 規定を適用する。 より選任しなければならないものとされている旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十一条の二第一項の規定に
- 旅行業法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないこと。
- 法第十一条の二第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土営業所における第十一条第四項第一号に規定する旅行業務に関し小笠原諸島内において旅行業 交通省令で定める要件を備えること。 旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の当該
- 業者に対し、小笠原諸島内限定旅行業者代理業の実施状況について報告を求めることができる。国土交通大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、小笠原諸島内限定旅行業者代理 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)
- 第十八条 小笠原村が、第十一条第二項第二号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する 事項を記載した産業振興促進計画について、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたと 定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。 きは、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規
- (中小企業者に対する配慮)
- 第十九条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、中小企業者(中小企業基本法 八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。)が認定産業振興促進計 (昭和三十 画

第四節 振興開発のためのその他の特別措置

コ対改匠治の牛仔

第二十条 小笠原諸島において行われる土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二第二十条 小笠原諸島において行われる土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二

(農用地開発のための交換分合)

- 画を定め、当該土地に関する権利の交換分合を行うことができる。発して農用地とすべき土地及びその周辺の土地(政令で定めるものを除く。)につき交換分合計第二十一条 東京都は、振興開発計画に基づく効率的な農用地の開発のため必要があるときは、開
- 設定された賃借権は、同法の規定の適用については、同項の特別賃借権とみなす。
 法律(昭和四十三年法律第八十三号)第十三条第七項に規定する特別賃借権に代わるものとして2 前項の規定による交換分合により、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する

2

- 第百二十三条その他同法の交換分合に関する規定は、第一項の交換分合に関して準用する。3 土地改良法第百条の二から第百八条まで、第百十三条、第百十三条の四から第百十五条まで、
- 特別の定めをすることができる。4 第一項の交換分合に関しては、前項において準用する土地改良法の規定にかかわらず、政令で4 第一項の交換分合に関しては、前項において準用する土地改良法の規定にかかわらず、政令で

(国有財産の譲与等)

を第二十二条 国は、関係地方公共団体に対して、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けり、国有財産を関係地方公共団体に対して、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けり、国有財産を関係地方公共団体に対して、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けり、国有財産法(昭和二十七年法律第二百十九号)、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、国有財第二十二条 国は、関係地方公共団体が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関す 第第二十二条 国は、関係地方公共団体が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関す

(交通の確保等についての配慮)

化について特別の配慮をするものとする。 空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実並びに人の往来等に要する費用の低廉差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航票二十三条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の人の往来等に関する条件の格

(情報の流通の円滑化等についての配慮)

(農林水産業その他の産業の振興についての配慮)

- る。 むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとすむことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとす 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産業を営
- (就業の促進についての配慮) る支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。る支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。 図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対す 3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した産業の振興を
- 及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。笠原諸島における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発第二十六条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の住民及び小笠原諸島へ移住しようとする者の小

(生活環境等の整備についての配慮)

境の整備について適切な配慮をするものとする。するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環第二十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島への移住及び小笠原諸島における定住の促進に資

(介護給付等対象サービス等の確保等についての配慮)

- 第二十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法(平成九年法律第百二十三第二十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法(平成九年法律第百二十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法(平成九年法律第1年代表 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法(平成九年法律第百二十三
- 切な配慮をするものとする。 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

(高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備についての配慮)

- の居住の用に供するための施設の整備について適切な配慮をするものとする。第二十九条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢**
- 業所等に該当するものを除く。)の整備について適切な配慮をするものとする。 第一項に規定する児童福祉施設(前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における児童の福祉の増進を図るため、児童福祉法第七条

三十米 - 国女が也テ公共団体よ、卜笠京者島に也の也或この間の呆妻に(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減についての配慮)

- (医療の充実についての配慮) れらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。れらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。れらのサービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、小笠原諸島における住民がこ第三十条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービ第三十条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービ
- の充実が図られるよう特別の配慮をするものとする。 保、定期的な巡回診療、情報通信機器を活用した診療、医療機関の協力体制の整備等により医療第三十一条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、必要な医師、歯科医師又は看護師の確
- 医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。 作成するに当たつては、小笠原諸島における医療の特殊事情に鑑み、小笠原諸島において必要な3 東京都は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画を

(自然環境の保全及び再生についての配慮)

る。 生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置について適切な配慮をするものとす生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置について適切な配慮をするものとす。 第三十二条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における自然環境の保全及び再生に資するため、

(再生可能エネルギー源の利用の促進等についての配慮)

可能エネルギー源を利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギー第三十三条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の自然的特性を踏まえ、小笠原諸島において再生

(防災対策の推進等についての配慮) における石油製品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするものとする。における石油製品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするものとする。 に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図るため、小笠原諸島2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間のエネルギーの利用に関する条件の格差2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間のエネルギーの利用に関する条件の格差

備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとす 育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教工とを防止するため、小笠原諸島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害される第三十四条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、災害を防除し、及び軽減するため、並 第

保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。 営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確じ、又は制限された場合には、小笠原諸島において、住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運生したことにより、小笠原諸島と小笠原諸島以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞をしたことにより、小笠原諸島と小笠原諸島以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞をしたことにより、小笠原諸島と小笠原諸島以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞をしたことにより、小笠原諸島と小笠原諸島以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞をしている。

(教育の充実等についての配慮)

3 世方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、小笠原諸島に所在する公立学校の、次項及び第四項において同じ。)の定数の算定について特別の配慮をするものとする。数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第二条第一項に規定する教職員定三年法律第百十六号)第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定立学校の教職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十立学校の教職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十立学校の教職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十立学校の教職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十五学校の教職員)

4 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の充実に資するよう、小笠原諸島に所在するの教職員の配置について特別の配慮をするものとする。

資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。 で行われる教育を含む。)の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興にで行われる教育を含む。)の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に情に鑑み、学校教育及び社会教育(情報通信機器を活用して二以上の学校その他の教育機関の間5 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事公立学校の教職員の待遇について適切な配慮をするものとする。

をおいては、これでは、これでは、これでは、いて適切な配慮をするものとする。 もに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。 及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとと第三十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において伝承されてきた多様な文化的所産の保存(地域文化の振興等についての配慮)

の促進について適切な配慮をするものとする。に資するため、小笠原諸島における観光の振興並びに小笠原諸島と国内及び国外の地域との交流に資するため、小笠原諸島における観光の振興並びに小笠原諸島と国内及び国外の地域との交流あることに鑑み、国民の小笠原諸島に対する理解と関心を深めるとともに、小笠原諸島の活性化第三十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島には優れた自然の風景地が存すること等の特性が(観光の振興及び地域間交流の促進についての配慮)

在籍する児童、生徒等との交流その他の子どもの教育の場における交流が含まれるものとする。2 前項の交流には、小笠原諸島の学校に在籍する児童、生徒等と小笠原諸島の学校以外の学校に

(移住の促進についての配慮)

ら。 他の小笠原諸島へ移住しようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとす十七条に定めるもののほか、小笠原諸島へ移住しようとする者への情報の提供、便宜の供与その第三十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島への移住の促進を図るため、第二十六条及び第二

(人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保についての配慮)

(資金についての配慮)

について適切な配慮をするものとする。 第四十条 国及び地方公共団体は、帰島した旧島民の生活の再建のため必要な事業等に要する資金

(帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)

第四十一条 国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画(以下「帰島計画」という。)に第四十一条 国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画(以下「帰島計画」という。)に

所得の金額)を控除した金額(」とする。の金額から千五百万円(長期譲渡所得の金額が千五百万円(長期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額(」とあるのは、「長期譲渡所得

所得の金額)を控除した金額(」とする。の金額から千五百万円(短期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該短期譲渡二 租税特別措置法第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額(」とあるのは、「短期譲渡所得

当該残額に相当する金額)を控除した金額とする。に相当する金額から千五百万円(当該残額に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、三 所得税法第三十二条第三項に規定する総収入金額から必要経費を控除した残額は、当該残額

を控除した金額とする。 (当該譲渡益に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該譲渡益に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該譲渡益に相当する金額から千五百万円四 所得税法第三十三条第三項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する金額から千五百万円

ついて準用する。

ひみであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合に込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合に込みであり、 かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合に入る。前二項の規定は、帰島者が、その有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものの、 前二項の規定は、帰島者が、その有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるもの、

又は当該記載若しくは添付がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認で定める証明書を添付しない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかつたことる確定申告書に、その適用を受けようとする旨を記載し、かつ、帰島者に該当する旨の財務省令らの規定に規定する資産を譲渡した日の属する年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定す4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定は、その適用を受けようとする者のこれ

2

める場合において、 当該記載をした書類及び財務省令で定める証明書の提出があつたときは、 ۔

5 出により納付すべき税額を納付しなければならない。 六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提 内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての国税通則法(昭和三十七年法律第 1の前日において小笠原諸島の地域へ移住していなかつた場合には、当該経過した日から四月以第三項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第三項に規定する期間を経過した

税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項に つき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の修正申告書の提出がないときは、納

出期限」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第四十一条第五項に規定する提出期限」正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提 法第四十一条第五項」と読み替えるものとする。 租税特別措置法第三十三条の五第三項の規定は、第五項の規定による修正申告書及び前項の更 同号中「租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置

(帰島に伴う不動産取得税の課税の特例)

おいて同じ。)から控除するものとする。 した価格)に達するまでの金額を価格(同法第七十三条の二十一に規定する価格をいう。次項に 固定資産課税台帳に登録されていないときは、政令で定めるところにより、東京都知事が地方税 ては、当該譲渡した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(当該譲渡した不動産の価格が 動産を取得したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定につい の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から二年以内に小笠原諸島の地域において不四十二条 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外 (昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定 5 4 3

般承継人が、小笠原諸島の地域への移住に伴い小笠原諸島の地域において当該家屋と同種の家屋 達するまでの金額を価格から控除するものとする。 については、前項の規定によるほか、その者に係る離島前の家屋の価額として政令で定める額に 知事が認めるものであるときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定 を取得した場合において、その取得した家屋がその者に係る離島前の家屋に代わるものと東京都 その他の本邦の地域へ移住することをいう。以下この項において同じ。)をしたもの又はその一 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島(小笠原諸島の地域から 9 8 7

(土地の利用についての配慮)

定めのある区域において、土地をその用に供する必要のある事業を実施するときは、当該土地の7四十三条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の地域のうち土地の利用について振興開発計画の 利用方法が振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施 しなければならない。

用が損なわれないように配慮しなければならない。 る事業を実施しようとするものは、当該事業の実施により振興開発計画において定める土地の利 国及び地方公共団体以外の者で、前項に規定する区域において土地をその用に供する必要のあ

勧告又は指揮監督)

施するその他の者を指揮監督する。 これらの事業を実施する関係地方公共団体に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実下四条 国土交通大臣は、振興開発計画に基づく事業の実施について、総合調整を行うととも

会の権限に属するとされているものに限る。)の実施に関する助言若しくは勧告又は指揮監督に この場合において、教育及び文化の振興に関する事業(関係法令の規定により東京都の教育委員 東京都知事は、振興開発計画に基づく事業の実施について、これらの事業を実施する小笠原村 .助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実施するその他の者を指揮監督するものとする。 あらかじめ東京都の教育委員会と協議しなければならな

> 3 げるものではない。 若しくは指揮監督又は東京都の教育委員会の関係法令の規定による助言若しくは勧告の権限を妨 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣の関係法令の規定による助言若しくは勧告

(権限の委任)

第四十五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定に基づく総合調整、 の権限の一部を小笠原総合事務所の長に委任することができる。 助言及び勧告並びに指揮監督

(振興開発計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第四十六条 振興開発計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行に関する国 は、 国土交通省において掌理する。 |の事務

第三章 小笠原諸島振興開発審議会

(小笠原諸島振興開発審議会の設置及び権限)

第四十七条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項その他旧島民の帰島及び小笠原諸 島の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、国土交通省に小笠原諸島振興開発審議会 (以下「審議会」という。)を置く。

対し意見を申し出ることができる。 審議会は、旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関する重要事項につき、 国土交通大臣に

(審議会の組織等)

2

第四十八条 審議会は、委員二十人以内で組織する

2 委員は、関係地方公共団体の長及び議会の議長並びに学識経験のある者のうちから、 大臣が任命する。 国土交通

委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする

委員は、再任されることができる。

審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める

6 職務を代理する。 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、 会長があらかじめ指名する委員が、 その

きる。 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、 審議会に、臨時委員を置くことがで

臨時委員は、当該事項に関し専門的知識を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、

政令で定める。

(審議会への報告)

第四十九条 国土交通大臣は、 に報告するものとする 毎年、 小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策について、

(離島振興法の適用除外)

第五十条 離島振興法 (昭和二十八年法律第七十二号) は 小笠原諸島の地域については適 用しな

(政令への委任)

第五十一条 この法律に定めるもののほか、 第五章 罰則 この法律の施行に関し必要な事項は、 政令で定める。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 罰金に処する。 当該違反行為をした者は、 三十万円以下

第十七条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつたとき

第十七条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示したとき。

第十七条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

人の業務に関し、前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は しても同条の刑を科する。

(施行期日)

- (この法律の失効) この法律は、公布の日から施行する。
- 事業に係る国の負担金又は補助金のうち令和十一年度以降に繰り越されるものについては、第七2 この法律は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく 条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(帰島計画作成前に移住した者に対する課税の特例)

地域へ移住した者で政令で定めるものについては、その者を帰島者とみなして第四十一条の規定 昭和四十四年一月一日から帰島計画が作成されるまでの間に永住の目的をもつて小笠原諸島の

(宅地評価土地に係る価格の決定の特例)

規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第四十二条第一項の規定の適用については、同則第十七条の二第一項の修正基準)によつて決定した価格)中に同法附則第十一条の五第一項に に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とす 定した価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格 額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法 項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百 を受ける土地である場合においては、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附 第一項の固定資産評価基準(当該不動産が同法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用 れた価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条 合において、当該譲渡した不動産に係る第四十二条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録さ 地域にあるものを平成十八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間において譲渡した場 (昭和二十五年法律第二百二十六号)」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決 二十六号)附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の

(修正基準に係る不動産の価格の決定の特例)

5 の修正基準」とする。 準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項 第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基 産が地方税法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける 第四十二条第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

帰島者に係る令和十一年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、 なお従前の

(この法律の失効後の不動産取得税の課税の特例)

項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。 原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得については、第四十二条第一 た不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合において、同日後小笠 帰島者が、この法律の失効の日前二年以内に、その小笠原諸島の地域へ移住する前に有してい

(この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用)

にかかわらず、 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、 同項に規定する日後も、 なおその効力を有する。 この法律は、 附則第二項の規定

附 則 (昭和四九年三月二九日法律第九号)

(施行期日

び第二条中附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、 第一条中附則第一項の改正規定及

- する復興計画(以下「復興計画」という。)の変更の日から一箇月以内に、作成し、 0) 条第一項に規定する復興実施計画(以下「復興実施計画」という。)で昭和四十九年度に係るも 臣の認可を受けなければならない。 は、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第四条第四項の規定による同法第三条第一項に規定 第二条の規定による改正後の小笠原諸島復興特別措置法(以下「新小笠原法」という。)第
- 担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の復興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣- 前項の規定により復興実施計画が認可されるまでの間に、昭和四十九年度の予算に係る国の負 事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。 総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を復興計画に基づく

7

則 (昭和四九年六月二六日法律第九八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第五十三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、 準用する場合を含む。)又は水資源開発公団法(以下「国土総合開発法等」と総称する。)の規定 の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災の別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法 他の処分又は通知その他の行為とみなす。 改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その 定評価に関する法律(不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において ための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑 法、中部圈開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特 の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏 都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等 により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による 整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置 既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域
- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対 してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規
- 第五十四条 この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令 いるものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。 定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。 で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めて
- 第五十五条(従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会 員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府 又は国土庁の相当の機関及び職員となり、 並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委 同一性をもつて存続するものとする。

則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄

(施行期日等)

から施行する。 この法律は、 公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日

第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定め第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び一 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。)及び第六条から第九条までの規定、

(組過措置

一性をもつて存続するものとする。
「性をもつて存続するものとする。
の言語島復興審議会並びにその会長及び委員は、それぞれ国土庁の相当の機関及び職員となり、同原諸島復興審議会並びにその会長及び委員並びに小笠びにその会長、委員及び専門委員、奄美群島振興開発審議会並びにその会長、委員及び臨時委員、水資源開発審議会並3 従前の総理府の国土利用計画審議会並びにその会長、委員及び臨時委員、水資源開発審議会並

予用了) 附 則 (昭和五四年三月三一日法律第一三号) 协

(施行期日)

日」に改める部分に限る。) は、公布の日から施行する。 び第二条中附則第二項の改正規定 (「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第一項の改正規定及

条及び第七条の規定は、昭和五十四年度の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和五5 第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興特別措置法(以下「新小笠原法」という。)第六(経過措置)

十三年度以前の予算に係る国の負担金又は補助金で昭和五十四年度以降に繰り越されたものにつ

いては、なお従前の例による。

- これの。第二条の規定による改正前の小笠原諸島復興審議会」とあるのは、「小笠原諸島振興審議会」において準用する同条第二項中「小笠原諸島復興審議会」で予算の執行については、なおその効力を有する。この場合において、旧小笠原法第五条第三項で予算の執行については、なおその効力を有する。この場合において、旧小笠原法第五条第一項に規定する復興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和五十三条1分の第五条、第八条、第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定は、旧小笠原法の第二条の規定による改正前の小笠原諸島復興特別措置法(以下この項において「旧小笠原法」
- なければならない。(以下「振興計画」という。)の決定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受け(以下「振興計画」という。)の決定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受け十四年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第三条第一項に規定する振興実施計画(以下「振興実施計画」という。)で昭和五・新小笠原法第五条第一項に規定する振興実施計画(以下「振興実施計画」という。)で昭和五・
- 事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を振興計画に基づく担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣の規定により振興実施計画が認可されるまでの間に、昭和五十四年度の予算に係る国の負

附 則 (昭和五九年三月三一日法律第一〇号):

(施行期日)

- 日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。 び第二条中附則第二項の改正規定(「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第一項の改正規定及
- 担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣6 前項の規定により振興実施計画が認可されるまでの間に、昭和五十九年度の予算に係る国の負

事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を振興計画に基づく

(施行期日) 附則(平成元年三月三一日法律第一〇号) 抄

1

〒F45。 十四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施十四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施附則第一項の改正規定(「昭和六 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法

経過措置)

- 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興審議会」とあるのは、「小笠原諸島振興開発審議会」とする。
 第二条の規定は、おおその効力を有する。この場合において、旧小笠原法第五条第三項にお算の執行については、なおその効力を有する。この場合において、旧小笠原法第五条第三項におり、第五条第一項に規定する振興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和六十三第五条第一項に規定する振興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和六十三第五条第一項に規定する振興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和六十三第五条の規定は、第八条、第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定は、旧小笠原法という。)第五条の規定による改正前の小笠原諸島振興特別措置法(以下この項において「旧小笠原法」とする。
- 定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発実施計画(以下「振興開発実施計画」という。)で平成元年度6 第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「新小笠原法」という。)
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。三条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。一三条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとしてで、前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成元年度の予算に係る国の負

附 則 (平成六年三月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

は、公布の日から施行する。 附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定 別則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法

(経過措置)

- 変更の日から三十日以内こ、乍成し、内閣総里大互の忍可を受けなければならない。 新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発計画(次項において「振興開発計画」という。)の成六年度に係るものは、同条第一項の規定にかかわらず、新小笠原法第四条第四項の規定による第五条第一項に規定する振興開発実施計画(次項において「振興開発実施計画」という。)で平5 第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「新小笠原法」という。)
- に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。 内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を振興開発計画内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を振興開発計画担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして、前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成六年度の予算に係る国の負変更の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(施行期日) 附則(平成七年三月三一日法律第五五号) 如

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

| 用し、前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項に規定する帰島一項に規定する帰島者が施行日以後に行う同項又は同条第三項に規定する資産の譲渡について適第四十九条 前条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条の規定は、同条第

者が施行日前に行った同項又は同条第二項に規定する資産の譲渡については、 なお従前の例によ

抄

則 (平成八年三月三一日法律第一七号)

(施行期日)

第 一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する (平成一〇年三月三一日法律第二三号)

抄

(施行期日)

第 一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(施行期日) (平成一〇年一〇月一九日法律第一三五号)

抄

一条 この法律は、公布の日から施行する

第

(施行期日) 則 (平成一一年三月三一日法律第八号)

抄

条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

第

(施行期日) (平成一一年三月三一日法律第一三号)

は、公布の日から施行する。 法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置

- 条第一項に規定する振興開発計画(以下「新計画」という。)に基づく事業とみなして、新小笠 原法第六条第一項の規定を適用する。 二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「新小笠原法」という。)第三 計画に基づく事業で、平成十一年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する振興開発
- 三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。 いう。)で平成十一年度に係るものは、同条第一項の規定にかかわらず、 新小笠原法第五条第一項に規定する振興開発実施計画(次項において「振興開発実施計画」と 新計画の決定の日から
- づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。 て内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基 負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとし 前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成十一年度の予算に係る国の

(平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

- 各号に定める日から施行する。 **:一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該
- 第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、 の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、 並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条 限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。) る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に 〈同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。) に限 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定 公布の日

第三十九条 施行日前に第八十条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第五条第一 (同条第三項において準用する場合を含む。) の規定によりされた認可又はこの法律の施行の

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

際現にこれらの規定によりされている認可の申請は、それぞれ第八十条の規定による改正後の 笠原諸島振興開発特別措置法第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定 によりされた同意又は協議の申出とみなす。

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務 地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、 として処理するものとする。 .おいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、 施行前

(処分、申請等に関する経過措置)

- **第百六十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律れの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法 則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可 相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。 務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞ おいて「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事 現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条に 処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の 律
- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報 これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報 みなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。 告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものと されていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、 告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続が (不服申立てに関する経過措置)
- 第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁 施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。 審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、 の条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについて は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服 の条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下こ (以下こ
- 第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当

(手数料に関する経過措置)

| 第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含 段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。 む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別

(その他の経過措置の政令への委任)

する経過措置を含む。)は、政令で定める。 第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 **第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、でき (罰則に関

地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適る限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新 宜 適切な見直しを行うものとする。

を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号):

- 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から

2

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 規定 公布の日 規定 公布の日 所則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の

第二十五条 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とおいて、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日に 知いて、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日に 知い、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合に以下この条において「新小笠原諸島振興開発審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期とは、この法律の施行の日に、第百七十六条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発等議会の委員である者 第二十五条 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員である者 第二十五条 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員である者 第二十五条 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員である者 第二十五条 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員である者 第二十五条 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員である者 第二十五条 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の表情である。

小笠原諸島振興開発審議会の会長に定められたものとみなす。 律の施行の日に、新小笠原諸島振興開発特別措置法第十二条第五項の規定により、国土交通省の2 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の会長である者は、この法

省の小笠原諸島振興開発審議会の臨時委員として任命されたものとみなす。の法律の施行の日に、新小笠原諸島振興開発特別措置法第十二条第八項の規定により、国土交通3.この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の特別委員である者は、こ

は、別に法律で定める。 第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置(別に定める経過措置)

🛚 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日 | 性法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第一 第九百九十五条 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する

四 則 (平成一六年三月三一日法律第一一号) 协

(施行期日)

各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

の日 発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条までの規定 公布発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開

(振興開発計画に関する経過措置)

ま四条 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する振興開発計画(次条において「新計画」という。)に基づく事業とみなは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「新小笠原法」という。)開発計画に基づく事業で、平成十六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るもの第四条 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する振興第四条 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する振興

は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣して東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものと負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものと

(政令への委任)

他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 第十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、基金の設立に伴い必要な経過措置その

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九条 前条の規定並びに」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定 第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定

附 則 (平成一八年三月三一日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(平成一八年三月三一日法律第一〇号)

抄

(施行期日)

各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成十九年一月一日

イからニまで 略

四条、第百八十二条及び第百八十三条の規定本、第十四条の規定並びに附則第百五十八条から第百六十一条まで、第百六十三条、第百六十一条

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

る帰島者の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。 第百八十三条 前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項に規定す

(その他の経過措置の政令への委任)

定める。 第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

附 則 (平成二一年三月三一日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 当

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第三条中小笠原諸島振興開 公布の日

3

第三条 第三条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する振興 。)に基づく事業とみなして、新小笠原法第六条第一項の規定を適用する。 原法」という。)第四条第一項に規定する振興開発計画(以下この条において「新計画」という 開発計画に基づく事業で平成二十一年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るもの 第三条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下この条において「新小笠

決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用 開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第二条第一項に規定する小笠原諸島の振興 新小笠原法第三条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成二十一年度の予算

3 規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通 ときは、関係行政機関の長に協議しなければならない して、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとする 大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみな に、平成二十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第二条第一項に 新小笠原法第三条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間

置を含む。)は、政令で定める。 (政令への委任) 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措

(平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)

一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。 則 (平成二一年三月三一日法律第一三号) 抄

一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する (施行期日)

抄

(施行期日) 則 (平成二四年三月三一日法律第一七号)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

(施行期日) (平成二六年三月三一日法律第六号)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特 正規定は、公布の日から施行する。 別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する振興 。)に基づく事業とみなして、新小笠原法第七条第一項の規定を適用する。 原法」という。)第六条第一項に規定する振興開発計画(以下この条において「新計画」という 開発計画に基づく事業で平成二十六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るもの 第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下この条において「新小笠

に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算

> 決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用 開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して

ときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。 大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみな 規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通 して、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとする こ、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

則 (平成二六年四月二五日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

附

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 行する。 から施

(施行期日) 則 (平成二七年五月七日法律第二〇号) 抄

附

附 則 (平成二七年七月一五日法律第五六号) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

から施

抄

四条及び第十九条の規定 公布の日 改める部分を除く。)、同法第十条第二項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改め る部分を除く。)及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経

過措置を含む。)は、政令で定める。 附 (平成二九年五月二六日法律第三九号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 から施

附 則 (平成二九年六月二日法律第五〇号)

(施行期日)

行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施

(奄美群島振興開発特別措置法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる認定を受けている当該各号に定める計画に 第三項の同意を得たものとみなす。 ついては、新通訳案内士法第五十四条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画であって同条

別措置法第十三条第一項の変更の認定を含む。) 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十一条第 小笠原諸島振興開発特別措置法」という。)第十一条第八項の認定(旧小笠原諸島振興開発特 規定する小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を定めたものに限る。 項に規定する産業振興促進計画(同条第二項第二号に掲げる事項として同条第四項第一号に 附則第九条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法 (以下この条において「旧

2 準用する新通訳案内士法第十八条の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなす。 定による当該各号に定める登録を受けている者については、新通訳案内士法第五十七条において この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第十八条の規

各号に定める登録簿は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法 第十九条の規定による地域通訳案内士登録簿とみなす。 次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第十九条の規定による当該 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項 小笠原諸島特例通訳案内士の登録

録証とみなす。 二十二条の規定により交付されている当該各号に定める登録証は、新通訳案内士法第五十七条に この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第 いて読み替えて準用する新通訳案内士法第二十二条の規定により交付された地域通訳案内士登 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項 小笠原諸島特例通訳案内士登録簿

5 いる事実があったものとみなして、同項の規定を適用する。 内士法第二十五条第三項の規定による名称の使用の停止の処分又は登録の取消しの理由とされて の理由とされている事実があったときは、新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案 定において準用する旧通訳案内士法第三十三条第一項第二号又は第三号の規定による懲戒の処分 定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者について、施行日前に、次に掲げる規 第二項の規定により新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第十八条の規 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項 小笠原諸島特例通訳案内士登録証

旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第八項

処分を受け、この法律の施行の際現に業務の停止の期間中である者については、当該処分を受け、次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の停止の 定により地域通訳案内士の名称の使用の停止の処分を受けた者とみなす。 た日において新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第二十五条第三項の規

旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第八項

の法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。前各項に規定するもののほか、この法律の施行前にされた次に掲げる処分その他の行為は、

旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項の規定の適用を受けて旧小笠原諸島振興開

8

2は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた申請その他の行為とみな前各項に規定するもののほか、この法律の施行の際現にされている次に掲げる申請その他の行 発特別措置法の規定によりされた処分その他の行為

発特別措置法の規定によりされている申請その他の行為 小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項の規定の適用を受けて旧小笠原諸島振興開

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十四条 この附則に定めるもののほか、 第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 (政令への委任) この法律の施行に関し必要な経過措置は、 なお従前の例による。 政令で定め

則 (平成二九年一二月一五日法律第八四号) 抄

附

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

(罰則に関する経過措置)

第十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による

附 (平成三一年三月三〇日法律第八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特 別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改 正規定は、公布の日から施行する。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第六条第一項に規定する振 。)に基づく事業とみなして、新小笠原法第七条第一項の規定を適用する。 開発計画に基づく事業で平成三十一年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るも 原法」という。)第六条第一項に規定する振興開発計画(以下この条において「新計画」という は、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下この条において「新小笠

2 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成三十一年度の予算 する。 決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興

3 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間 ときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。 して、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとする 大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみな 規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通 に、平成三十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄 政令で定める。

(施行期日)

附

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 号に定める日から施行する。

から七まで

六条の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同法第三十七条の五第一項の改正規定、 見出しを付する改正規定、同法第二章第四節第六款の二に一条を加える改正規定、同法第三十 十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項」に改める部分に限る。)、同法第三十五条の二に 項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定(「及び第三十五条の二第一項」を「、第三 三」を加える部分に限る。)、同法第三十一条の二第四項の改正規定、同法第三十一条の三第一 第三十七条の六第一項の改正規定及び同法第三十七条の九第一項の改正規定並びに附則第百五 第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定(「第三十五条の二」 の下に「・第三十五条

(罰則に関する経過措置)

て同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場第百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条におい

にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後 抄

(施行期日) 則 (令和六年三月三〇日法律第六号)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措 置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項の改正規定 (小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置) (同項ただし書の改正規定を除く。)並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

2 開発計画に基づく事業で令和六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第第三条 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第六条第一項に規定する振興 る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、令和六年度の予算に係づく事業とみなして、新小笠原法第七条第一項の規定を適用する。 という。)第六条第一項に規定する振興開発計画(以下この条において「新計画」という。)に基 一条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下この条において「新小笠原法」

3 する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣 したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用す のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定 に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなし に、令和六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間

規定の適用については、同項中「同条第十九項」とあるのは、 (政令への委任) 障害者総合支援法等一部改正法施行日の前日までの間における新小笠原法第二十八条第二項の 「同条第十八項」とする。

るときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

て、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、当該同意をしようとす

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。